

オンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 県は、オンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務を実施する事業者に対し、予算の範囲内においてオンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の法令、関連通知、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、「オンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務 企画提案募集要領」（以下「募集要領」という。）に基づき選定された事業者とする。

2 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）及び補助率は別表1に掲げるとおりとし、補助対象設備の具体的な条件は別に定める。

3 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備を設置するために直接必要な経費とし、具体的な内容は別に定める。

4 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号による。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表2のとおりとする。

3 補助金の交付を申請する者は、別に定める日までに、補助金交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

5 第3項の規定により補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第2号による申請辞退届を知事に提出しなければならない。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第4条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、募集要領に基づく順位付けのとおり、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たって、第4条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第4条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

ア 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

イ 補助対象経費の総額の20%以内の減少

ウ 設備費又は工事費が変更前の配分額から20%を超えて増減する場合を除く、補助事業に要する経費間の増減

エ その他知事が必要と認めるもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。

(3) 交付決定のあった会計年度内であつて別に定める日までに事業が完了すること。なお、事業の完了日は、設備等が稼働できる状態（許認可が必要な設備等にあつては、その取得等を含む。）となり、かつ、補助事業に関する支払が完了した日とする。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、様式第5号による遅延等報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 補助事業者は、知事が別に定める報告対象期間は、補助対象事業の完了日が属する月の翌月1日から各年度の温室効果ガス削減量その他知事が必要と認める項目について効果測定を行い、翌年度の4月末までに、年間実績報告書（様式第6号）により、知事に報告すること。

(6) 補助事業者は、正当な理由なく、補助申請における温室効果ガス削減量を著しく達成できない場合においては、知事の返還命令を受けて補助金を返還すること。

(7) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。

ア 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

イ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。

ウ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

エ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産の利用を中止し、又は処分

したとき。

オ 正当な理由なく、補助申請における事業効果を著しく達成できないとき。

(8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(9) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容、発電量の実績値等を県が公表することに同意すること。

(10) 国が実施する他の補助事業（国以外が実施する間接補助等、国庫を財源とする補助事業を含む。）及び県が実施する他の補助事業（みやぎ環境税等）を活用する補助金と併用しないこと。

（補助事業の経理等）

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。ただし、取得財産等については、第15条で定める処分の制限を受ける期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

3 前2項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付決定前着手）

第8条 補助事業の着手は、原則として規則第5条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第7号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（状況報告等）

第9条 規則第10条の報告について、知事が補助事業の遂行状況の報告を求めた場合、補助事業者は、知事が指定する期日までに、様式第8号による中間報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、様式第9号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、別表3のとおりとする。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過し

た日又は別に定める日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第11条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第14条 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第11号による財産処分承認申請書をあらかじめ知事に提出し、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に基づく承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、規則第21条の規定により承認を受けた当該財産の処分を行った場合は、様式第12号による取得財産の処分に係る報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定により財産の処分の承認をした場合において、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第15条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、環境生活部環境政策課に提出するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1（第 2 条第 2 項関係）

補助対象設備	補助率
(ア) 太陽光発電設備（カーポート除く）	補助対象経費の 1 / 2
(イ) 太陽光発電設備（カーポート）	補助対象経費の 1 / 3
(ウ) 蓄電池	補助対象経費の 2 / 3

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

区分	内容
補助金交付申請の添付書類	1 補助金内訳書（様式第 1 号別添 1） 2 事業計画書（様式第 1 号別添 2） 3 導入する設備のカタログ又は諸元表 4 補助事業実施予定場所の位置図 5 導入設備の配置図、システム図 6 想定年間電力発電量の根拠 7 工程表 8 実施体制図 9 収支予算書（様式第 1 号別添 3） 10 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書） 11 直近 3 か年の決算書類 12 宣誓書（様式第 1 号別添 4） 13 県税納税証明書（発行から 3 か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの） 14 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの） 15 会社概要（会社案内のパンフレット等） 16 その他知事が特に必要と認めるもの

別表 3（第 10 条第 2 項関係）

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	1 補助金実績書（様式第 1 号別添 1） 2 事業実績書（様式第 1 号別添 2） 3 想定年間電力発電量の根拠 4 完成後の導入設備の配置図、システム図 5 収支決算書（様式第 1 号別添 3） 6 完成写真（施工前、施工後が分かる全景、太陽光発電設備等の写真） 7 工事契約（契約書、請書、見積書等）、納品（納品書、保証書）、請求（請求書等）、支払い（払込金受取書等）に係る証

	憑類の写し 8 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し (申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの) 9 その他知事が必要と認めるもの
--	--